

太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 8 号

太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(太子町立幼稚園の通園区域に関する規則の一部改正)

第 1 条 太子町立幼稚園の通園区域に関する規則（昭和 52 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中龍田幼稚園の項を削る。

(太子町立幼稚園の休園及び園児募集停止に関する規則の一部改正)

第 2 条 太子町立幼稚園の休園及び園児募集停止に関する規則（令和 5 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 8 年 3 月 31 日までの間」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。